

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年4月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000057 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100001 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 11 年 11 月	18 万円	34 万円
平成 13 年 3 月	22 万円	44 万円
平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月まで	24 万円	41 万円

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の記録の標準報酬月額が実際に給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、請求者が提出した給与明細書並びに請求者及び A 社が提出した請求者に係る平成 19 年度の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 11 年 11 月	18 万円	34 万円
平成 13 年 3 月	22 万円	44 万円
平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月まで	24 万円	41 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 11 年 11 月、平成 13 年 3 月及び平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 11 年 6 月から同年 10 月までの期間、平成 11 年 12 月から平成 13 年 2 月までの期間及び平成 13 年 4 月から平成 18 年 11 月までの期間については、請求者が提出した預金通帳の写し及び金融機関の預金取引明細により、A 社からの給与の振込金額が確認できるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A 社の回答によると、同社は平成 18 年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地である B 市及び C 市は、住民税申告書等の保管期限を経過しているため課税資料はない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成 11 年 6 月から同年 10 月までの期間、平成 11 年 12 月から平成 13 年 2 月までの期間及び平成 13 年 4 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成 11 年 6 月から同年 10 月までの期間、平成 11 年 12 月から平成 13 年 2 月までの期間及び平成 13 年 4 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 11 年 6 月から同年 10 月までの期間、平成 11 年 12 月から平成 13 年 2 月までの期間及び平成 13 年 4 月から平成 18 年 11 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000111 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100002 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月から同年 7 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 4 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 4 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 12 年 4 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 4 月の訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 4 月	26 万円	36 万円	41 万円
平成 12 年 5 月から同年 7 月まで	26 万円	41 万円	—

- 3 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 12 年 4 月 3 日から同年 3 月 28 日に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 3 月 28 日から同年 4 月 3 日まで
② 平成 12 年 4 月 3 日から同年 8 月 22 日まで

請求期間①については、A 社の平成 12 年 4 月度給与明細書には、勤務開始日が平成 12 年 3 月 28 日とされているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 12 年 4 月 3 日とされているので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②については、A 社の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも年金記録の標準報酬月額の方が低い金額とされているので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成12年4月から同年7月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成12年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成12年4月	26万円	36万円	41万円
平成12年5月から同年7月まで	26万円	41万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成12年4月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、前記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間①については、オンライン記録により、請求期間①当時、A社は厚生年金保険の適用事業所であること、請求者が提出した平成12年4月度給与明細書には、「自3月28日 至4月25日（28日）」及び同年8月度給与明細書には、「自7月26日 至8月20日（26日）」と記載されていることが確認できる。

一方、雇用保険被保険者資格取得日及びA社が提出した請求者に係る労働者名簿に記載されている雇用年月日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格取得日（平成12年4月3日）と一

致している。

また、A社は、請求者の労働者名簿により、請求者の雇用開始日は平成12年4月3日であること、同年3月28日から同年4月2日までの期間については、請求者の当時の雇用、勤務状況を確認できる資料が残っていないため本来届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得日は不明であること並びに平成12年4月度給与明細書及び同年8月度給与明細書に記載された厚生年金保険料を何月分として控除したのか不明である旨回答している。

さらに、日本年金機構は、厚生年金保険被保険者資格取得日の妥当性は、雇用契約の内容や雇用形態、労働の実態によって判断され、平成12年4月度の給与明細書にて、給与計算期間が平成12年3月28日から同年4月25日までと記載されているが、それをもって、平成12年3月28日から同年4月3日までの雇用形態、労働の実態があったかどうかまで判断できないと思料すること並びにその他の添付資料及び確認事項からも労働契約の始期、雇用形態、労働の実態が確認できないため、資格取得日の妥当性は判断できない旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000181 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100001 号

第 1 結論

昭和 51 年 4 月、同年 5 月、昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで、昭和 55 年 3 月、同年 9 月、同年 10 月、昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで及び昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 52 年 10 月 3 日から昭和 53 年 1 月 8 日まで
③ 昭和 55 年 3 月 14 日から同年 4 月 15 日まで
④ 昭和 55 年 9 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 4 月 5 日から同年 7 月 2 日まで
⑥ 昭和 60 年 12 月 30 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

請求期間について、経営者である父が私の国民年金保険料を兄や妻の保険料と一緒に納めてくれていた。一緒に働いていた兄が、自分の国民年金は抜けていないと言っていたので、私の国民年金保険料も父が納めてくれていたはずである。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、昭和 51 年 4 月、同年 5 月、昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで、昭和 55 年 3 月、同年 9 月、同年 10 月、昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで及び昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、当該期間において、国民年金の記号番号が払い出されていることが必要となる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿（以下「国民年金払出簿」という。）によると、請求者の国民年金の記号番号（*）は、A 町（当時）において払い出されていることが確認でき、日本年金機構は、当該国民年金の記号番号について、国民年金払出簿により、昭和 61 年 4 月 17 日が払出時期になる旨及び昭和 50 年 1 月 1 日から昭和 57 年 7 月 31 日までの期間の B 町（当時）における国民年金の記号番号の払出状況を確認したが、請求者に払い出された別の国民年金の記号番号は「無」と判断する旨回答している。

また、昭和 51 年 4 月、同年 5 月、昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで、昭和 55 年 3 月、同年 9 月、同年 10 月及び昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については、請求者の年金手帳に記載された国民年金の記号番号において、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 60 年 12 月 30 日であることが確認できることから、当該期間当時、請求者は国民年金に未加入であるため、請求者及び請求者の父親は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと思料される。

昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、オンライン記録により、当該期間直後の昭和 61 年 4 月から同年 10 月までの期間に係る請求者の国民年金保険料は、翌月 25 日に定期的に収納されていることが確認できるものの、昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの期間に係る納付記録は確認できない上、請求者が請求期間当時居住していた B 町及び A 町は、合併後、C 市となっているところ、同市は、当時の参考となる資料及び当時の状況を示す資料が残っていないため、請求者に係る国民年金記号番号の払出し、保険料の納付状況、請求期間当時の納付方法等、国民年金に関する状況は不明である旨回答している。

さらに、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の国民年金保険料を納付してくれたとする父親は既に亡くなっており、請求者に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、請求者が、昭和 51 年 4 月、同年 5 月、昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで、昭和 55 年 3 月、同年 9 月、同年 10 月、昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで及び昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和 51 年 4 月、同年 5 月、昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで、昭和 55 年 3 月、同年 9 月、同年 10 月、昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで及び昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。